

改定前	改定後
<p style="text-align: center;">法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. ～II. (略)</p> <p><b>III. 個別の問題点</b></p> <p><b>【検証ポイント】</b> (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 反社会的勢力への対応</p> <p>① <b>【反社会的勢力に対応する方針、コンプライアンス・マニュアル等の整備・周知】</b></p> <p>(i) 取締役は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除することが、金融機関に対する公共の信頼を維持し、金融機関の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識しているか。</p> <p>(ii) 取締役会は、反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除する方針を明確に示し、役職員に周知しているか。</p> <p>(iii) コンプライアンス・マニュアルにおいて、反社会的勢力への対応について、初期対応の方法を平易に記載し、担当部門の連絡先、担当責任者等を明確に記載しているか。</p> <p>また、必要に応じて、子会社等においても同様の措置をとっているか。</p> <p>② <b>【反社会的勢力に対応する態勢の整備】</b></p> <p>取締役会は、反社会的勢力に対して組織的に対応するための以下のような組織体制を整備しているか。<sup>15</sup></p> <p>(i) 反社会的勢力に関する内部・外部情報の収集、分析及び一元的管理を行う</p>	<p style="text-align: center;">法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. ～II. (略)</p> <p><b>III. 個別の問題点</b></p> <p><b>【検証ポイント】</b> (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 反社会的勢力への対応</p> <p>① <b>【反社会的勢力に対応する方針、コンプライアンス・マニュアル等の整備・周知】</b></p> <p>(i) 取締役は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除することが、金融機関に対する公共の信頼を維持し、金融機関の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識しているか。</p> <p>また、反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく取締役等が適切に関与し、組織として対応することとしているか。</p> <p>(ii) 取締役会は、反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除する方針を明確に示し、役職員に周知しているか。</p> <p>(iii) コンプライアンス・マニュアルにおいて、反社会的勢力への対応について、初期対応の方法を平易に記載し、担当部門の連絡先、担当責任者等を明確に記載しているか。</p> <p>また、必要に応じて、子会社等においても同様の措置をとっているか。</p> <p>② <b>【反社会的勢力に対応する態勢の整備】</b></p> <p>取締役会は、個々の取引状況等を考慮しつつ、反社会的勢力に対して組織的に対応するための以下のような態勢を整備しているか。<sup>15 16</sup></p> <p>(i) グループ内での情報共有や業界団体等から提供された情報を活用するな</p>

改定前	改定後
<p>部署の設置</p> <p>(ii) 反社会的勢力との取引を防止するための<u>事前審査を行う態勢の整備</u></p> <p>(iii) 関係部門間の横断的協力体制又は<u>連絡システム</u>の整備</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>脚注 15 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>ど、反社会的勢力に関する内部・外部情報の収集、分析、更新（情報の追加、削除、変更等）及び一元的管理を行う部署の設置</u></p> <p>(ii) 反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、<u>契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力との取引を防止するための態勢の整備</u><sup>15</sup></p> <p>(iii) 関係部門間の横断的協力態勢及び取締役等に対する報告を含む迅速かつ適切な連絡態勢の整備</p> <p><u>(iv) 既存の債権や契約の適切な事後検証を行うための態勢の整備</u></p> <p><u>(v) 反社会的勢力であると判明した場合に利益供与にならないよう配慮するとともに資金提供や不適切・異例な取引を行わず、取引解消に向けた取組みを行う態勢及び実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援するための態勢の整備</u></p> <p>脚注 15 (略)</p> <p>脚注 16 <u>金融機関単体のみならず、グループ一体となって反社会的勢力の排除に取り組む態勢の整備や、グループ外の他社（信販会社等）との提携による金融サービスの提供などの取引を行う場合における反社会的勢力の排除に取り組む態勢の整備を含む。</u></p> <p>脚注 17 <u>提携ローン（ただし、加盟店を通じて顧客からの申込みを受けた信販会社が審査・承諾し、信販会社による保証を条件に金融機関が当該顧客に対して資金を貸し付ける4者型のローン）については、暴力団排除条項を導入した上、金融機関が自ら事前審査を実施するとともに、提携先の信販会社における暴力団排除条項の導入状況や反社会的勢力に関するデータベースの整備状況等を検証する態勢の整備を含む。</u></p>
<p><b>③【反社会的勢力に対応する担当部署の役割】</b></p> <p>(i) 担当部署は、役職員より反社会的勢力への対応について連絡があった場合に、必要に応じて警察等関係行政機関、弁護士、弁護士会等との連携をとりつつ、適切な対処に向けた指導を行っているか。</p>	<p><b>③【反社会的勢力に対応する担当部署の役割】</b></p> <p>(i) 担当部署は、役職員より反社会的勢力への対応について連絡があった場合に、必要に応じて警察等関係行政機関、弁護士、弁護士会等との連携をとりつつ、<u>預金保険機構による特定回収困難債権の買取制度の活用を検討するとともに、当該制度の対象とならないグループ内の会社等においては株式会社整理回収機構のサービサー機能を活用するなど、適切な対処に向けた指導を</u></p>

改定前	改定後
(ii) (略) 3. ～4. (略)	行っているか。 (ii) (略) 3. ～4. (略)